

# YANMAR HANASAKA STADIUM (ヤンマーハナサカスタジアム)

## 1. 利用時間と利用区分

- ① 利用時間は、午前9時から午後9時までとする。
- ② 利用単位は1日とし、練習室を含む諸室は2時間または1時間単位での利用が可能とする。
- ③ 利用時間には、大会開催時間、入退場、準備、清掃及び片付け等に要する時間を含む。
- ④ 利用時間が超過する場合は、事前に競技場職員まで申し出ること。

## 2. 利用料

別紙料金表参照

## 3. 使用許可の制限

次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可はできかねます。

- ① 公安または風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ② 施設または附属設備などを損壊するおそれがあると認められるとき。
- ③ 許可を受けた内容以外に使用すると認められるとき。
- ④ 大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる事例に該当する場合
- ⑤ 管理上支障があると認められるとき。
- ⑥ その他不相当と認められるとき。

## 4. 入場の制限

管理上必要があると認められるとき、または次の各号のいずれかに該当する者、場合には入場のお断りまたは退場をしていただきます。

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条第1項に定める小学校就学の始期に達しない者（以下「就学前児童」という。）で成人者が同伴しない場合。
- ② 他人に危害を加える、迷惑行為をする、またはする恐れがある者。
- ③ 施設または附属設備を損壊する恐れがある場合。
- ④ 施設利用することが、その者にとって危険であると認められる場合。
- ⑤ 管理上必要な指示に従わない者。
- ⑥ 不相当と思われる物を所持している場合。
- ⑦ ペットをお連れの場合（介助犬は除く）
- ⑧ その他、管理上支障があると認められる者。

## 5. 使用許可の取り消しについて

使用者が各号のいずれかに該当するときは、許可申請の取消またはその使用を制限もしくは

停止をすることがあります。

- ① 大阪市公園条例、大阪市公園条例規則、及びこの利用について違反または競技場職員の指示に従わないとき。
- ② 「3.使用許可の制限」の事由が発生した時

## 6. 転貸しの禁止

利用者は、その権利を譲渡、または他人に利用させることはできません。

## 7. 使用上の注意事項

施設を損傷する恐れのあるあらゆる行為を禁止とします。特に芝生上は以下の点に十分留意してください。

- ① 芝生内に立ち入る場合は競技場職員の指示には従うこと。
- ② ゴム底でない靴やヒールでの進入は厳禁とする
- ③ 芝生内のライン、マーク設置については、競技場職員の指示に従うこと。

## 8. 競技用具の貸出

競技用具の貸出を希望する場合は、使用打ち合わせの際に申し出いただき、貸出用器具類の運搬配置及び返却は、利用者側で責任をもって行ってください。なお、貸出用器具類が破損または紛失した場合、同一規格品（競技場職員の指定）を現品で返納していただきます。

## 9. 利用者責任

使用中に生じた事故については、すべて利用者側で責任を持って解決してください。  
なお、盗難、紛失、忘れ物等には、特に注意してください。

## 10. 原状回復

使用後は、以下の点に留意し、必ず原状回復を行ってください。

- ① 使用後は直ちに清掃を行い、競技用具等を所定の場所に戻すこと。
- ② 競技場の使用、来場者により生じたごみは分別し、所定の場所にまとめること。
- ③ スタンド・室内等への放置、または独自での焼却は禁止とする。
- ④ 原状回復後、直ちに競技場職員に連絡し、検査を受けること。

## 11. 使用の打ち合わせ

主催者は大会の原案を作成次第、責任者（学校の場合、担当教師等）が出席の上で、競技場職員との打ち合わせを行ってください。また、会場設営、用具具の準備等の細部についての打ち合わせは利用日の2週間前までに完了させてください。

## 12. その他

- ① 使用を許可した場所以外への出入りは禁止。
- ② 芝生内での飲食は禁止。
- ③ 競技場内はすべて禁煙。
- ④ テント類の設営、広告物、立て札、ポスター、貼り紙等を行う場合は、事前に競技場職員へご相談のこと。その際、内容によっては大阪市への許可申請（有料）が必要となる。  
また、売店などの設置、物品などの販売についても同様に申請が必要となり、これらの提出期限は施設使用日の40日前とする。
- ⑤ 荷物搬入等で公園内に車両が入る場合には、必ず徐行運転及びハザード点灯を行い、搬入後は速やかに公園外へ退出のこと。
- ⑥ 緊急車両が必要な場合は、緊急車両を要請後、必ず競技場職員まで連絡すること。また、救急車要請した場合は、必ず所定の報告書を提出のこと。
- ⑦ 室外に競技場所有の机、イスを設置する場合、室外専用の机、イスをご使用のこと。
- ⑧ 原則として、養生テープのみ使用可。
- ⑨ 音響設備は近隣の方への配慮の上、最低限の音量に設定すること。また、クレームがあった場合は、更に音量を下げること。
- ⑩ 芝生の使用については打ち合わせ時に決められた時間内とすること。
- ⑪ 前日準備等をする場合は安全性を考慮し、テントの足は折り、幕なども外すこと。  
※競技場附属設備を使用する場合は、使用料が必要となる。
- ⑫ 公園内設置で日をまたぐ場合、占用許可を申請し、夜間警備の配置すること。  
※夜間警備がない場合は、占用許可取得にかかわらず一時撤収すること。
- ⑬ 公園内の樹木及び、建造物に対して、のぼり設置や貼り紙は禁止する。
- ⑭ 打ち合わせ時に申し込んでいない催しまたは附属設備の利用に関しましては、対応・実施できないものとする。